

## 平塚市産前・産後ヘルパー派遣事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、妊娠中及び出産後、育児不安や心身の不調等のため、育児や家事を行うことが困難な者に対し、産前・産後ヘルパーを派遣することにより、身体的又は精神的負担を軽減することを目的として、平塚市産前・産後ヘルパー派遣事業(以下「本事業」という。)を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、平塚市とする。

2 市長は、本事業の一部又は全部を、適切な事業運営が確保できると認められる介護保険法(平成9年法律第123号)で規定する指定訪問介護事業所、又は同等のサービスが提供できる事業者等(以下「受託事業者」という。)に委託することができる。

### (派遣対象者)

第3条 産前・産後ヘルパーの派遣を受けることができる者(以下「派遣対象者」という。)は、本市に住所を有し居住する世帯で、かつ、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

(1) 妊娠届出書を提出した妊婦が属する世帯で、当該妊婦の心身の不調等により、日中家事又は育児を行う者が他にいないため、支援が必要な世帯

(2) 出産後5か月以内の褥婦が属する世帯で、日中家事又は育児を行う者が他にいないため、支援が必要な世帯

(3) 多胎児を出産後1年以内の褥婦が属する世帯で、日中家事又は育児を行う者が他にいないため、支援が必要な世帯

2 前項の規定にかかわらず、特別な事情があると市長が認めた場合は、派遣対象者とすることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、産前・産後ヘルパーを派遣することが適切でないと市長が認めた場合は、派遣対象者としなないことができる。

### (事業の内容)

第4条 産前・産後ヘルパーが行う家事及び育児の援助(以下「サービス」という)は、別表1に掲げるもののうち、市長が必要と認めたものとする。

### (サービスを行う時間数及び回数)

第5条 サービスを行う時間数及び回数は、次のとおりとする。

(1) 時間数は、1回2時間以内、1日2回を限度とする。

(2) 回数は、第3条第1項1号及び2号に該当する派遣対象者は延べ20回以内とする。なお、第3条第1項3号に該当する派遣対象者は延べ40回以内とする。

### (サービスを行う時間帯及び派遣場所)

第6条 サービスを行う時間帯及び派遣場所は、次のとおりとする。

(1) サービスを行う日は、月曜日から金曜日まで(閉庁日を除く)とする。

(2) 時間帯は、原則として9時から17時までの間とする。

(3) 派遣場所は原則として派遣対象者の自宅とし、自宅以外又は市外への派遣は行わない。

(利用の申請)

第7条 サービスを利用しようとする者(以下「申請者」という)は、平塚市産前・産後ヘルパー利用(登録)申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 産前にサービスを利用しようとする申請者は、心身の不調等によりヘルパー派遣が必要であることが記載された診療情報提供書又は診断書を提出しなければならない。
- (2) 診療情報提供書又は診断書の提出が難しい場合は、本市職員による実態調査の結果をもってこれに代えることができる。

(利用の承認及び却下)

第8条 市長は前条による申請があった場合は、速やかに審査の上、その諾否を決定し、平塚市産前・産後ヘルパー利用承認通知書(第2号様式)、又は平塚市産前・産後ヘルパー利用不承認通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(利用の調整)

第9条 前条の規定により利用承認された申請者は、サービス利用開始希望日の7日前(ただし、休業日を除く)までに、受託業者に連絡し、利用日時及びサービス内容等詳細について取り決めることとする。

(利用開始届)

第10条 受託事業者は、利用調整後、速やかに平塚市産前・産後ヘルパー利用開始届(第4号様式)を市長に提出するものとする。

(利用決定通知書)

第11条 市長は、平塚市産前・産後ヘルパー利用決定通知書(第5号様式・第5号様式の2)によりサービスを利用しようとする申請者及び受託事業者へ通知するものとする。

(決定内容の変更または中止)

第12条 受託事業者はサービスの利用決定後に、決定内容の変更又は中止したときは、平塚市産前・産後ヘルパー利用変更(中止)届(第6号様式)により、市長に届出なければならない。

(利用料の支払い)

第13条 サービスを利用する者(以下「利用者」という)は、別表2に定める利用料を負担するものとする。

- 2 利用者は、前項に定めるもののほか、ヘルパーが生活必需品の買い物その他のサポートを行う際、移動のための交通費等を必要とする場合は、当該交通費等の実費相当額を負担するものとする。
- 3 利用者は、前2項に規定する利用料及び実費相当額を、サービスを行う受託事業者に直接支払うものとする。

(利用料の免除)

第14条 市長は、次に掲げる者から利用料免除申請書(第9号様式)の提出があったときは、利用料を免除することができる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する被保護世帯に属する者
- (2) 当該年度の市民税非課税世帯に属する者
- (3) 市長が特に必要と認めた者

(派遣日時の変更または取消)

第15条 サービスの利用を承認された利用者は、派遣日時や内容を変更又は中止する場合は、当該利用日の3日前(ただし、休業日を除く)までに受託事業者へ連絡しなければならない。

2 前項の期日を過ぎて連絡があった場合、もしくは連絡なしに中止した場合は、利用者は別表3に定めるキャンセル料を受託事業者へ支払わなければならない。

(委託料)

第16条 市長は受託事業者に対し、サービス提供に要する費用として、別表4に定める額から、利用者が支払うべき利用料を減じて得られる額を、委託料として支払うものとする。

(産前・産後ヘルパーの要件)

第17条 受託事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて備えている者を、産前・産後ヘルパーとして派遣するものとする。

(1) 母子保健に理解と熱意のある者、子育てに関する事業に従事した経験のある者、保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士、幼稚園教諭、又は介護保険法に定める「介護福祉士その他政令で定める者」の資格を有する者であること。

(2) 心身ともに健全であること。

(3) 家事又は育児に関する援助を適切に実行する能力を有すること。

(産前・産後ヘルパーの研修)

第18条 受託事業者は、産前・産後ヘルパーに対し、資質の向上のために必要な研修を実施しなければならない。

2 受託事業者は前項の研修を実施した場合は研修実施報告書(第8号様式)により市長へ報告するものとする。

(産前・産後ヘルパーの健康管理等)

第19条 受託事業者は、産前・産後ヘルパーに対し、感染症等に関する知識を習得させるとともに、年1回以上の定期健康診断を実施し、その健康管理に細心の注意をはらわなければならない。

(身分証明書の携行等)

第20条 産前・産後ヘルパーは、サービスを行う際に、常に受託事業者が発行する身分証明書を携行し、利用者宅の訪問時に必ず提示しなければならない。

(実績報告)

第21条 受託事業者は、平塚市産前・産後ヘルパー派遣結果報告書(第7号様式)及び、平塚市産前・産後ヘルパー派遣事業実施報告書(第7号様式の2)を、翌月10日(10日が閉庁日の場合はその翌開庁日)までに市長へ報告するものとする。

(委託料の請求)

第22条 受託事業者は、当月分の平塚市産前・産後ヘルパー派遣に係る委託料を、平塚市産前・産後ヘルパー派遣事業委託料請求書(第10様式)により、翌月10日(10日が閉庁日の場合はその翌開庁日)までに市長に請求するものとする。

(委託料の支払い)

第23条 市長は、前条の規定に基づき費用の請求を受けたときは、その請求内容を審査し、委託

契約に基づき支払いを行うものとする。

(個人情報保護)

第24条 受託事業者は、平塚市産前・産後ヘルパー派遣事業を実施するにあたり、個人情報の取り扱いに配慮し、個人の権利利益を侵害することのないよう最大限努力するとともに、実施担当者に守秘義務を課す等、関係法令を遵守するものとする。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、平塚市産前・産後ヘルパー派遣事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年(2019年)10月1日から施行する

別表1(第4条関係) サービス内容

育児に関するもの	家事に関するもの
授乳補助	食事の準備及び後片付け
沐浴補助	衣類の洗濯
おむつ交換	居室等の清掃、整理整頓
適切な育児環境の整備	生活必需品の買物
保育園等への送迎	関係機関との連絡
その他必要な育児援助	その他必要な家事援助

別表2(第13条関係) 利用料

世帯区分	利用料(1回2時間当たり)
・生活保護世帯及び市民税非課税世帯	0円
・その他の世帯(自己負担分)	1,200円

※1 生活保護世帯とは、この事業を利用する日における生活保護法(昭和25年法 144号)の規定による被保護世帯とする。

別表3(第15条関係) キャンセル料

利用者都合によりサービスが中止された場合	キャンセル料
派遣前日の17時までに受託事業者へ連絡があった場合	0円
派遣前日の17時から当日訪問出発までに受託事業者へ連絡があった場合	600円
当日訪問出発前までに受託事業者へ連絡がなく、訪問してしまった場合	1,200円

別表4(第16条関係) 委託料

委託料(1回2時間当たり)税込
5,500円